
「四国中央市GISシステム構築業務」

企画提案書作成要領

令和 8 年 4 月

四国中央市

「四国中央市GISシステム構築業務」企画提案書作成要領

企画提案書（以下「提案書」という。）は、下記の要領に基づいて作成すること。なお、提案書各項目について技術選考の評価を行う。

1. 作成にあたっての留意事項

- (1) 提案書には、別紙「評価項目基準表【第2次審査】」の項目を記載すること。記載順は各項目順に従って、項目番号を付して記載すること。各項目において、評価を行う。
- (2) 用紙サイズはA4判（両面カラー印刷）を基本とし、提案書の枚数上限は30ページ以内とする。なお必要に応じ折り込みA3判も可とするがA3判は2ページの扱いとする。
- (3) 提案書は、紙媒体10部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部で提出すること。
- (4) 企画提案書を評価する者が、特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとする。
- (5) 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (6) 提案書の内容については、四国中央市GISシステム構築業務の内容を十分に踏まえて、四国中央市GISシステム構築業務及び四国中央市GISシステム運用保守業務の提案上限価格の範囲内で行うことを前提として記載すること。
- (7) 第2次審査において、提案者名は公表しないため、企画提案書には提案者名を表記しないこと。審査結果通知書（第1次審査）にて、当市が指定する表記（例：○社、△社、□社、…等）を使うこと。

2. 機能要件一覧(公開型GIS)作成にあたっての留意事項

- (1) 機能要件一覧(公開型GIS)の機能概要を参照のうえ、各機能要件に対して対応状況を判断すること。標準で対応している場合は「○」、代替案もしくは、カスタマイズすることで対応可能な場合は、「△」、対応不可の場合は「×」を記載すること。また「△」については備考欄に代替案の内容を記載すること。
- (2) 機能要件一覧(公開型GIS)の内容については、全て本業務において提出した公開型GIS構築業務書の価格提案書の範囲内で行うこと。
- (3) 「○」1点、「△」0.5点、「×」0点として採点を行うが、編集用システム「○」公開型「×or△」の場合は要件が不十分な「×or△」を優先して採点を行うこととする。

評価項目基準表【第2次審査】

評価項目	得点	配点
企画提案書		460
プレゼンテーションの能力		140
合計配点		600

項目番号	評価項目	評価基準	評価点	
1	業務の全体計画	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20	
2	業務体制	業務に必要な技術者配置がされているかを評価する。	20	
3	業務工程・業務フロー	業務手順や工程計画の妥当性が高い場合には優位に評価する。	20	
4	導入するソフトウェアの特徴	導入するソフトウェアの機能性、運用性、拡張性、操作性の観点から評価する。	20	
5	ネットワーク構成	本市の環境、要望に沿ったネットワークの構成となっているか評価する。	30	
6	データ搭載・移行	構築するGISへ既存データの適切な移行の妥当性について評価する。	50	
7	企画提案書	GIS構築「編集用システム」	提案する編集用システムは、本市の市民サービス向上に対して、適しているか評価する。	80
8		GIS構築「公開型GIS」	提案する公開型GISは、本市の市民サービス向上に対して、適しているか評価する。	80
9		都市計画図更新	精度や工程などの工夫により高品質な成果の妥当性について評価する。	60
10		システム運用・保守	GIS導入後の運用・保守について評価する。	30
11		その他提案	その他、本市にとって有益な提案がされていること。	50
12		プレゼンテーション内容	プレゼンテーションの内容・印象を総合的に評価する。	40
13			提案するGISの操作性を評価する。	40
14			デモンストレーションを踏まえてGISの内容を評価する	30
15			業務に有効な提案に対する実行力を評価する。	30
合計		合計評価点数及び配点	600	